

飯山市空き家活用等（空き家改修）事業補助

◎移住のため空き家を賃貸して改修したい方へ（改修費補助）

空き家改修事業補助金

飯山市では、飯山市への移住定住促進のため、平成26年4月1日より「空き家改修事業補助金」制度を設けました。

飯山市空き家バンクを利用して移住をお考えの方で、下記に該当する事業を行う場合、費用の一部を補助します。

1. 空き家改修事業補助金を受けられる条件等

- (1) 飯山市空き家バンクに登録された空き家を賃貸（※この空き家を「空き家活用賃貸住宅」という。）し、住宅部分の改修工事を行う。
- (2) 申請できる方は、
 - 1) 飯山市に住む20歳以上で飯山市に3年以上定住する意思のある方（※「定住予定者」という。）
 - 2) 所有者等で3年以上空き家活用賃貸住宅として飯山市空き家バンクに登録すること。
- (3) 補助対象事業の内容及び補助率等

補助対象事業の内容	補助対象者	補助基準	
		補助率	補助限度額
空き家活用賃貸住宅の改修で、対象となる工事費が20万円以上の工事を対象とします。 1. 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事 2. 内装、屋根、外壁等の改修工事	1. 20歳以上の定住予定者で所有者等の3親等以内の親族でない方。 2. 所有者等で、3年以上空き家活用賃貸住宅とする方。	1/2	40万円

- (4) 補助金の対象となる工事を施工する者は、市内業者でなければなりません。
- (5) 本市が交付する他の補助金を交付されていないこと。
- (6) 市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 対象者が法で規定する暴力団員若しくは関係を持つ者でないこと。

2. 補助金の申請時期

改修工事に着手する前に、所定の申請様式により申請してください。

3. 注意事項

本事業補助要綱等に違反又は事実と相違することがあったときは、補助金の返還が必要となります。